

(2) 介護基盤整備について

ア 基本的な考え方について

(ア) 平成12年度、13年度の介護サービス基盤整備

○ 介護サービス基盤整備については、ゴールドプラン21に掲げられた平成16年度における介護サービス提供見込量を踏まえた整備が必要である。国としても、各市町村が策定した介護保険事業計画に基づく介護サービスの提供量の確保に向け、毎年度必要な整備量を確保するためできる限り支援することとしているので、各市町村における整備状況及び整備計画を十分把握し、調整を図られたい。

○ 介護関連施設を含む社会福祉施設及び保健衛生施設については、昨年度と同様に、平成12年度末から平成13年度にかけて、切れ目のない予算執行を行う方針である。

国庫補助協議にあたっては事業内容等の徹底した審査を求めているところであるが、平成12年度では国庫補助協議後の事業内容の変更等の事例がみられた。

今後は、執行段階での予期せぬ事由による計画変更を除き、このような事態が生じないよう、協議対象施設の審査にあたっては、一層厳密に行うようお願いしたい。

○ 平成13年度予算（案）においては、後述のとおり必要な整備量を確保したことであるので、各市町村において基盤整備が適切に行われるよう、指導をお願いしたい。

なお、平成12年度補正予算においては、介護サービス基盤の整備拡充を図るため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備量の更なる確保を行うとともに、単独型のグループホームの整備を補助対象として追加した他、介護保険施設からの退所者で生活支援を要する高齢者の受け皿として需要が増大することが見込まれる高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）について、通所リハビリテーション等を行う介護老人保健施設に併設、隣接して整備する

場合等に対しても補助を行うこととしたところである。

- さらに、介護関連施設の立地条件については、利用者である高齢者が長期間にわたり介護を受けながら生活する場でもあることから、一般住民が生活している区域から遠距離のところに孤立していることは望ましいことは言えないでの、都市計画の区域区分や住宅街からの距離・交通網、今後の近隣の開発計画等を総合的に勘案し、利用者の心情に配慮した地域に整備する事業について支援することとしている。

特に痴呆性高齢者グループホームの立地については都市計画の計画区域内であること等住宅地への建設を促進することとしている。

(イ) 今後の介護サービス基盤整備の基本方向

平成13年度以降、介護サービス基盤の整備を進めるにあたっては、次に掲げるような点を基本方向として対応することが望まれる。

① 質・量両面にわたる基盤整備

介護サービス基盤の整備にあたっては、要介護高齢者の需要に応じた整備を計画的に進めることができることを基本とし、この介護サービス基盤の整備においては、量的な面における整備の推進はもちろんのこと、質的な面での取り組みが重要なところである。

介護サービスは要介護高齢者を対象とする「対人サービス」であり、その良し悪しはサービスを担う人材の個人的な資質に依存する面が強い。具体的には、
a. 高齢者や家族の状態を的確に把握し、適切なサービス提供ができる「知識技術」と、b. 他の職種を含め多様な社会資源と協調し、それらと一体となって問題解決に取り組む「協調性」を有するとともに、c. 高齢者や家族の心情を理解する「やさしさ」と個人のプライバシーに深くかかわってくることから「高い倫理観」を兼ね備えている人材が求められている。こうした人材の養成確保は、今後の基盤整備の重要な柱となるものである。

② 地域の特性に応じた基盤整備

市町村や都道府県によって高齢化の度合い、人口規模等には大きな差異があり、高齢者を取り巻く社会資源も様々であることから、介護サービス基盤の整備にあたってはそうした地域特性を踏まえた取り組みが求められる。このため地方公共団体においては、それぞれの特性を踏まえ地域に最も適した介護サービス体制を構築するため、介護保険事業（支援）計画を定め、計画的に取り組んでいるところであり、今後とも介護サービスの確保のための基盤整備については計画的に推進されたい。

また、計画の推進にあたっては、高齢者に対する介護の面や老人保健福祉の分野にとどまらず、住宅整備や街づくり、生涯学習等幅広い分野との連携等を図りながら、高齢者の生活全般にわたる支援に対する取り組みとして推進されたい。

③ 効率性の視点を踏まえた基盤整備

介護保険においては給付と負担が連動しており、介護サービス基盤の整備は介護保険料をはじめとする介護保険財政に直接結びつくこととなる。それだけに、今後の基盤整備にあたっては、介護保険財政の安定等にも配慮した整備を行われたい。

イ 平成13年度介護関連施設関係予算（案）について

平成13年度予算（案）において、介護関連施設整備分については、約1,228億円を計上したところである。

また、平成12年度補正予算において、介護関連施設整備分として、約315億円を確保している。

これにより、「ゴールドプラン21」に掲げられた平成16年度における介護サービス提供量を踏まえた計画的な整備を進めるために必要となる経費を確保できたものと考えている。

(参考) 介護関連施設の整備量

(12年度補正予算) (13年度予算(案))

○特別養護老人ホーム	5, 000人分	10, 000人分
○介護老人保健施設	7, 000人分	7, 000人分
○ショートステイ	2, 000人分	6, 000人分
○ケアハウス	1, 391人分	3, 609人分
○高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）	100か所	230か所
○老人デイサービスセンター	100か所	1, 200か所
○痴呆性高齢者グループホーム	100か所	500か所
○訪問看護ステーション	—	1, 000か所

※ (12年度補正予算) には、12年度公共事業等予備費の整備量も含む。

ウ 平成13年度における整備方針について

(ア) 特別養護老人ホーム等社会福祉施設の整備方針

① 基本的整備方針

- 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、ケアハウス等「ゴールドプラン21」において平成16年度における介護サービス提供量が示された介護関連施設については、その介護サービス提供量策定の基礎である各地方公共団体の介護保険事業（支援）計画等における介護サービス見込量に基づき、計画的な整備を行うものを推進する。
- また、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにおいて、大部屋として整備されているものや老朽化が激しいものについては、サービスの質の向上を図る観点から平成13年度においても優先的に整備を行う方針である。
- 介護保険制度下での特別養護老人ホームについては、地域における今後の状況等を踏まえつつ、より良質で効果的な介護サービスを安定的、効率的に提供できるような運営基盤の確保が求められていることから、施設整備に関しては、特に次の3点に留意されたい。

- a 多機能化（痴呆性高齢者グループホーム、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルパーステーション、ケアハウス、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）等の機能を併せ持つこと）、
- b 適正な規模の確保（介護保険制度下での施設の経営状況や地域での需要を勘案して、適切な規模とすること、また、既存施設で健全な運営を図っている小規模な施設については、定員増を図ること）、
- c グループケアユニット型（いくつかの居室や共用スペースを一つの生活単位として整備し、家庭的な環境の中で、少人数ごとに処遇する形態）の整備

これら将来に向けての取組みが重要になると考えられることから、今後の老朽改築整備や増改築・新築整備に当たっては、このような視点に立った整備計画を優先採択する方針である。

- なお、特にケアハウスやショートステイ床については、単に介護保険事業（支援）計画等が未達成であることではなく、現下、当該地域において真に需要があるものの整備を推進するよう取り計らい願いたい。

② 平成13年度予算（案）における内容改善事項

- a NPO法人等が設置する痴呆性高齢者グループホームに対して市町村が助成する事業についての補助の創設

一定の条件を満たしたNPO法人等がグループホームを設置する事業に対し、所在地の市町村が助成する場合について施設整備費補助の対象とする。

なお、補助を受ける際の法人の条件等の詳細については、追って補助金交付要綱等でお示しすることとするが、当該事業は、あくまで所在地の市町村が助成する場合のみを補助対象とするものであることから管内市町村とは十分に連携を図られたい。

(参考) 痴呆性高齢者グループホームの施設整備補助について（太枠内が改善部分）

	社福整備費		保衛整備費
設置者	市町村・社会福祉法人 N P O 法人、民法第 34条法人、農協等	N P O 法人、民法第 34条法人、農協等	医療法人
直接補助事業者	都道府県（指定都市・中 核市の場合は当該市）	都道府県 指定都市・中核市	都道府県 指定都市・中核市
間接補助事業者	市町村・社会福祉法人	市町村（指定都市・ 中核市除く）	医療法人
国庫補助額 (A)	補助基準額の 1／2 ・施設整備 17,000 ~ 23,100 千円 以内（定員別） ・設備整備 1,000 千円以内	定額（1/2 相当） ・施設整備 20,000 千円 以内 ・設備整備 なし	定額（1/2 相当） ・施設整備 20,000 千円 以内 ・設備整備 なし
県補助額 (B)	補助基準額の 1／4 ・施設整備 8,500 ~ 11,500 千円 以内（定員別） ・設備整備 500 千円以内	なし（任意）	なし（任意）
実質補助額 (A) + (B)	補助基準額の 3／4 ・施設整備 25,500 ~ 34,650 千円 以内（定員別） ・設備整備 1,500 千円以内	定額（1/2 相当） ・施設整備 20,000 千円 以内 ・設備整備 なし	定額（1/2 相当） ・施設整備 20,000 千円 以内 ・設備整備 なし

b 老人デイサービスセンター・在宅介護支援センターの補助基準額の定額化
 補助金執行効率化の観点から、老人デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの補助方式を社会福祉法人に対する痴呆性高齢者グループホームに対する従来の補助方式と同様の簡素なものとする。(各施設毎に下記の算定基準(案)と補助対象経費の実支出額を比較し、いずれか低い方の額を補助基本額とする。)

(参考1)

算 定 基 準 (案)
 (老人デイサービスセンター)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
施設整備	本体工事費	1 標準型 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本事業部分のみを整備する場合 (39,600,000) 36,000,000円 ・ 基本事業部門と入浴部門を整備する場合 (48,400,000) 44,000,000円 ・ 基本事業部門と給食部門を整備する場合 (70,400,000) 64,000,000円 ・ 基本事業部門と入浴部門と給食部門を整備する場合 (80,300,000) 73,000,000円 ・ 利用人員加算 	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(交付要綱第2の7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金、若しくは、この区分と別の区分又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事

	(11,000,000)	請負費には、これと同等を認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
21人～25人	10,000,000円を加算	
	(22,000,000)	
26人～30人	20,000,000円を加算	(以下同じ。)
	(24,200,000)	
2 小規模型・痴呆型	22,000,000円	
・ 機械入浴部門を整備する場合		
	(6,600,000)	
	6,000,000円を加算	
3 居住部門を整備（高齢者生活福祉センターとして整備）する場合	基準単価×基準面積を加算	
4 都市型複合型ディサービスセンターとして整備する場合		
	(77,000,000)	
	70,000,000円を加算	
5 ヘルパーステーションを整備する場合		
	(12,100,000)	
	11,000,000円	
6 大規模修繕等及びその他特別な工事費について は、厚生大臣が必要と認めた額とする。ただし、 実支出額がこれに満たないときは、実支出額をす る。		
冷暖房工事費	居住部門を整備（高齢者生活福祉センターとして整備）する場合	居住部門の冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費

		基準単価×基準面積を加算	
設備整備	(略)	(略)	(略)

(注) 1 () 書は、10%都市部特例加算後の基準額である。

(注) 2 居住部門の基準面積、基準単価は従前のとおり。

(注) 3 設備整備は従前のとおり。

(参考2)

算 定 基 準 (案)
(在宅介護支援センター)

1 区 分	2 基 準 額	3 対象経費
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本事業部門のみを整備する場合 (6,600,000) 6,000,000円 ・ 福祉用具展示スペース等を整備する場合 (13,200,000) 12,000,000円を加算 	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（交付要綱第2の7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の補助金において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等を認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

(注) 1 () 書は、10%都市部特例加算後の基準額である。

c ケアハウスのスプリンクラー設備補助要件の緩和

ケアハウスのスプリンクラー設備に係る施設整備費について、要介護等の入所者のために防災対策を強化する観点に立ち特別養護老人ホーム並に補助要件を緩和する。

○ 補助対象となる施設の規模（床面積）

（従来）

（改善後）

6, 000 m²以上 → 1, 000 m²以上

（イ）介護老人保健施設等保健衛生施設の整備方針

① 基本的整備方針

- 介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループホーム、訪問看護ステーション等ゴールドプラン21において平成16年度における介護サービス提供見込量が掲げられている介護関連施設については、地方公共団体が策定している介護保険事業（支援）計画に基づく計画的な整備について支援することとしている。
- 介護保険制度下における介護老人保健施設については、地域における今後の状況等を踏まえつつ、より良質で効果的な介護サービスを安定的、効率的に提供できるような運営基盤の確保が求められていることから、施設整備に関しては、地域における需要の把握等に留意されたい。

② 平成13年度予算（案）における内容改善事項等

a 介護老人保健施設整備における加算の見直し

介護老人保健施設の施設整備に対する国庫補助は、基本整備額に地域加算等の各種加算をえた額を定額補助しているが、平成13年度からは加算事項等の見直しを行うこととしている。

【加算見直しの内容】

《加算の創設》

- ・ グループケアユニット型加算

複数の療養室を一群として、そのグループ毎に喫茶・談話、
キッチンスペース等の設備を備えた形態の整備に対し加算を行う。

国庫補助にあたっての設備要件（案）については別添のとおりとする
予定である。

《加算対象の見直し》

- 大都市加算

指定都市に整備する場合にあっては、原則として計画区域内に整備す
る場合についてのみを加算の対象とする。

《加算の廃止》

- 痴呆性老人待遇加算

- 回廊式廊下等加算(平成13年度に限り加算額を減額して対象とする)

- 療養環境整備加算

b 痴呆性高齢者グループホームの補助対象者の変更

従来、保健衛生施設等施設整備費補助金から行う痴呆性高齢者グループ
ホームの国庫補助対象は、「医療法人その他厚生大臣が認めた者」が行う施
設整備事業に対する都道府県市の補助事業」としてきたところであるが、平
成13年度からは「医療法人」が行う施設整備事業に対する都道府県市の
補助事業」に対し国庫補助を行うこととする予定である。

なお、従来補助対象としていた医療法人以外の者への補助事業については、
平成13年度からは社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象とする予定
である。

【別添】

グループケアユニット型加算の設備要件（案）

1 趣旨

介護老人保健施設に入所する高齢者が、施設入所による環境の急激な変化の影響を受けないよう、介護老人保健施設においてもできる限り家庭的な雰囲気の中で日常生活を送れるようになることが必要である。

また、入所者個々の個性やニーズに重点をおいたケアを行うことも重要である。

このため、入所者に対するケアの単位を小規模化して行うグループケアユニット型による整備を促進し、もって入所者へのケアの充実、療養環境の向上等を図るものである。

2 グループケアユニットの定義

複数の療養室を一グループとして、そのグループ毎に喫茶・談話、キッチンスペース等の設備を備えた小単位のことをいう。

3 1 グループケアユニットの定員

1 グループケアユニットの定員は最大 12 人程度までを標準とする。

4 グループケアユニットを構成する設備等

(1) 療養室

・個室を標準とするが、療養室の壁の構造を可動式にするなど入所者の状態等により療養室の定員を変更できるような構造にすることも想定。

(2) 喫茶・談話、キッチンスペース

・入所者やその家族等が、喫茶、談話を楽しむほか、食事もできる広さを確保すること。
・キッチンは、入所者が生活リハビリを行うための設備として設置するものであり、これを行うために適切なものであること。

(3) 洗面所

(4) トイレ

・洗面所及びトイレは療養室内にあることが望ましいが、ユニット内に設置してあり入所者に対するケアを行う上で支障がない場合は共用とすることもできる。
・車椅子での利用や介助のための十分な広さを確保すること。

(5) その他必要な設備

この他、グループケアユニット内に介護職員等のためのスペースを確保するなど、入所者のニーズに的確に応じられるよう必要な設備を設けることが望ましい。

5 設備の配置

1 グループケアユニット内の配置は、喫茶・談話、キッチンスペースなどの共用空間から療養室が著しく離れていないなど入所者が個室に閉じこもったり、他人との交流が少なくなることがないように配慮した配置等にする。

(参考) 介護老人保健施設整備に係る国庫補助金交付基準額(案)

区分	交付基準額
I 施設整備費(補助率:定額)	千円
1 整備基本額 介護老人保健施設を新設する場合に補助する。	25,000
2 加算 (1) 地域加算 ① 大都市加算 東京都の区部及び市部並びに指定都市(原則として市街化区域に限る)に設置する施設に対して加算する。	70,000
② 過疎地等加算 山村振興法、離島振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法の対象地域に設置する施設に対して加算する。	55,000
(2) 痴呆加算 ① 痴呆専門棟加算 「厚生大臣が定める施設基準」(平成12年2月10日厚生省告示第26号)の10号に該当する施設の整備に対して加算する。	27,000
② 回廊式廊下等加算 ①に該当する施設が回廊式廊下又は中庭遊歩道等を整備する施設に対して加算する。 (平成13年度限り)	10,000
(3) グループケアユニット型加算 複数の療養室を一グループとして、そのグループ毎に喫茶・談話、キッチンスペース等の設備を備えたグループケアユニットを整備する施設に対して加算する。 ただし、3ユニットを限度とする。	1ユニットにつき 6,000
(4) 病床転換加算 既存病床の削減をして介護老人保健施設に転換する場合又は新たに整備する施設に対して加算する。	削減病床1床につき 1,000
(5) 増床加算 既存の施設(150床以上の施設を除く)の入所定員を増員するための整備に対して加算する。 ただし、50床を限度とする。 ① 通常型 ② グループケアユニット型	1床につき 350 1床につき 500
II 設備整備費(補助率:定額) 医療法人立等の施設において入所者の処遇向上及び職員の業務省力化に資する設備(機能訓練を効果的に行うための機器及び移動、入浴介助等を効果的に行うための機器であって1品目当たり20万円以上のもの)の整備事業とする。	2,500

- 1 分館型介護老人保健施設に対する基準額は、上表の各基準額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額とする。
2 平成12年度以前からの継続事業に係る交付基準額の適用については、なお、従前の例によるものとする。